

業務委託特記仕様書

業務委託名：令和8年度小禄道路高架下有効利用可能性検討調査業務委託
履行場所：那覇市具志地内
履行期間：着手日から210日間
業務概要：公園業務（基本計画） 一式
※数量及び設計委託範囲は別途参照

【総則】

第1条 本特記仕様書は、那覇市都市みらい部公園建設課（以下、「発注者」という。）が発注する「令和8年度小禄道路高架下有効利用可能性検討調査業務委託」に適用する。

第2条 本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省都市局 公園緑地・景観課監修「都市公園技術標準解説書」（令和7年度版）、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」（令和7年7月）、によるものとする。その場合、各共通仕様書及び要領内の「沖縄県土木建築部」及び「沖縄県財務規則第2条第7号の規定に基づく契約担当者」を、それぞれ「那覇市都市みらい部公園建設課」及び「那覇市長」と読み替えるものとする。

その他において最新の仕様書、参考図書等があれば、確認の上それらを用いること。

第3条 技術管理者、照査技術者及び担当技術者については下記に示す。

- (1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者を定めるものとする。
- (2) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるものとする。なお、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する担当技術者を配置するものとする。
- (3) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門）又は技術士（建設部門）、RCCM（道路）、RCCM（造園）、あるいは一級土木施工管理技士の資格のいずれかを有する者を配置すること。
- (4) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門）又は技術士（建設部門）、RCCM（道路）、RCCM（造園）、あるいは一級土木施工管理技士の資格のいずれかを有する者を配置すること。
- (5) 管理技術者及び管理技術者いずれについても、技術士（総合技術監理部門）については、建設部門を選択科目としたものに限る。
- (6) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (7) 照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。また、担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (8) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、受注者との直接的な雇用関係にあること。

- 第4条 「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「赤土等流出防止対策指針（案）」（平成07年10月制定）等の関連する基準を遵守すること。
- 第5条 本特記仕様書、質問回答書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、調査職員と協議した上これを決定する。
- 第6条 本業務の受注者（以下「受注者」という。）は契約後、履行期間である着手日に「着手届」、「管理技術者、照査技術者、担当技術者届」、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を含む）以内に「業務計画書」及び「業務工程表」を提出しなければならない。
- 第7条 業務組織計画には、担当技術者又は協力者の分担業務分野、具体的な業務内容、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、令和3年4月以降の当該分野における業務の実績、手持業務の状況を明記すること。
また、本業務の実施体制には各専門分野の担当者名と第3条の資格を有する者を明記して提出すること。
- 第8条 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 第9条 現場調査の際は、工事関係者等とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、工事関係者の承諾を得て立ち入り、資材及び工作物等に損害を与えた場合は受注者が責任をもって処理することとする。
- 第10条 本業務において発注者が必要とする部分の成果品を期限内においても期限を定めて請求できるものとし、又、発注者が必要と認めた場合は、業務内容の変更、若しくは作業の一時停止を命ずることがある。その場合は、協議の上、発注者に従わなければならない。
- 第11条 検査の結果、実測及び成果物に不良個所があった場合は、速やかに訂正を行い、再提出すること。
- 第12条 成果品引渡後においても、受注者の責に帰すべき誤りについては、受注者の負担において、速やかに訂正しなければならない。

第13条 受注者の責任において、関係者とも十分な調整を行い、見落としのない設計図書を作成する。

第14条 受注者は、本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

第15条 照査については、沖縄県土木建築部制定「詳細設計照査要領（平成29年7月）」に基づき行うこと。なお、本照査要領に該当するものがない場合は、本要領を参考に照査計画を作成し、照査計画に基づいて照査を行うこと。

また、本要領に加え独自で照査に関する事項を追加して照査を行ってもよいこととする。

第16条 受注者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

第17条 受注者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次にあげる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を法制契約課へ提出しなければならない。
- (2) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位受注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- (3) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- (4) 受注者はその旨、全ての当該委託業務関連者に周知しなければならない。

【公園業務】

第18条 本業務は、那覇空港自動車道（小禄道路）の高架下部分について、地域のニーズを踏まえた利活用の可能性および周辺道路への影響について検討するものである。業務対象となる高架下用地 0.50ha について、次の業務を行うこととする。なお、その詳細については、別紙業務内容に記載する。

(1) 基本計画（街区公園 A=0.50 ha）

- ① 現況把握
- ② 敷地分析
- ③ 計画内容の検討および設定
- ④ 基本計画図の作成
- ⑤ 概算工事費の算出
- ⑥ 基本計画説明書の作成
- ⑦ 照査
- ⑧ 打合わせ3回（初回・中間・納品）
- ⑨ 鳥瞰図及び透視図の作成

(2) 電子成果品作成

第19条 本業務では、業務対象箇所の特性を十分理解した上、利用者及び管理者の立場で、将来の維持管理、安全性及び地域環境保全を踏まえた、最大限の効果が得られるような検討をすること。スポーツ施設や発注者が必要と認められるもの等については提案し、検討を行う。

第20条 本業務は、発注者、受注者及び関係者と協議の上で、業務に必要な調整を行うと同時に、関係法令に基づいて、関係官公庁等と事前協議を行い、設計条件に影響する事項を確認してから設計すること。この場合、協議の内容について議事録を作成し、調査職員に報告すること。

第21条 当該業務箇所の整備に関する概算工事費の算出を行うこと。標準積算基準がない工種及び現場条件等により積算基準が適用できない場合等の工事費の算出に当たっては、「土木工事積算における見積り歩掛の徴収に関する要領について」(平成31年4月1日適用)に基づき単価を決定すること。

第22条 受注者は、本設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。又、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告すること。

第23条 管理技術者は、現場業務の立会い及び監督をし、設計の意図する調査等を行い、設計に疎漏のないようにすること。又、細部条件の決定、その他設計上重要な事項については、調査職員と打合せを行い、その承認を得ること。

第24条 受注者の責任において、関係者と十分な調整を行い、見落としのない設計図書を作成すること。

【成果品】

第25条 本設計業務の成果として、提出するものは次のとおりとする。なお、成果品の作成及び編集方法等についてあらかじめ発注者と協議のうえ作成するものとする。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 基本計画図（縮尺：1/300～1/500） | ： 1 部 |
| (2) 基本計画説明書（概算工事費算出書含む） | ： 1 部 |
| (3) 照査報告書 | ： 1 部 |
| (4) 鳥瞰図（A 3）又は透視図（A 4） | ： 1 部又は 2 部 |
| (5) 上記成果品の電子データ（CD-R） | ： 2 部 |
| (6) その他発注者の指示する事項 | ： 必要部 |

※積算の際は、図上だけではなく、実際に現場で確認すること。

※報告書及びCADデータの種類は、調査職員の確認を得ること。

第26条 本業務は、電子納品対象業務とする。

- (1) 電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の電子納品に関する手引き（案）に基づいて作成することとする。
- (3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。
- (4) 成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策（最新のバージョン）を実施したうえで提出すること。

第27条 成果品はすべて「那覇市公園建設課」の所有とし、許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第28条 成果品引渡し後においても、報告書に誤り、疑義のある場合は、再調査を実施させる場合がある。

別紙) 業務内容

基本計画	現況把握	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画条件の把握と整理 ② 上位関連計画や各種関連資料の収集と整理 ③ 道路構造物等の確認（寸法・形状、柱配置、高さ、日照条件など） ④ 現地調査（計画対象地およびその周囲地域） （植生や地形、土地利用状況、景観、用地境など）
	敷地分析	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画対象地と周辺の道路、地形や土地利用との関係整理 ② 計画対象地内の道路構造物・地形・土地利用等の詳細整理 ③ 計画上の問題点や課題の整理
	計画内容の検討及び設定	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本方針の検討と設定 ② 高架下空間特有の占用条件（道路法など）の検討 ③ ゾーニングの検討と設定 ④ 導入施設の検討と設定 ⑤ 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定 ⑥ 周辺道路への影響、アクセスや動線の検討と設定（安全性の検討も含む） ⑦ 便益施設・管理施設に係る地下埋設物等の検討と設定 ⑧ 整備水準の検討と設定 ⑨ 将来的な各種点検のための空間等の検討と設定
	基本計画図の作成	提供されたベース図に基づいた基本計画平面図の作成 縮尺：1/300～1/500
	概算工事費の算出	同種事業の実勢価格等に基づいた概算工事費の算出
	基本計画説明書の作成	上記検討資料を取りまとめた報告書の作成
	照査	<ul style="list-style-type: none"> ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査 ② 設計方法や設計手法の妥当性の照査 ③ 成果品の内容の適正照査
	打合せ	業務の主要な区切りにおいて監督員と行う打合せ
	鳥瞰図又は透視図の作成	決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成 鳥瞰図：A 3 サイズ 1 枚 縮尺：1/300～1/500 透視図：A 4 サイズ 2 枚 縮尺：1/300～1/500